



～一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

# ちくしの女性センターニュース

2021年  
9月

## 男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査を実施します！！

筑紫野市では、現行の「第3次ちくしの男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めています。この度、市民 3000 人(無作為抽出)を対象に、今後の施策に反映させるため男女共同参画社会づくりに関する意識調査を実施します。趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。



## 筑紫野市内の公立中学校にてデートDV予防教室を行います！

**デートDVとは**・・・親密な関係にある人からの暴力のこと。

相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せず、自分の考えや価値観を一方的に押し付けたりする「力と支配の関係」が根底にあり、性別にかかわらず男性も女性も加害者、被害者になることがある。

筑紫野市では、「第3次ちくしの男女共同参画プラン」において「DVに関する周知・啓発の推進」を掲げています。このプランに基づき、今年度も筑紫野市内全公立中学校において「デートDV予防教室」を実施します。DVは、大人だけに起こる事ではありません。近年、中高生など若い世代でも交際相手から受ける暴力、いわゆる「デートDV」が問題視されています。また SNS の発達と普及が、その便利さと裏腹にデートDVの深刻化に拍車をかけています。

デートDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、将来のDVにつながる重要な問題です。

福岡県の令和元年度の調査では、5人に1人がDVの被害経験があると報告されています。被害者・加害者にならないために早い段階でデートDVについて正しく学び、お互いを大切に合わせる対等な関係づくりについて一人ひとりが考えることが重要です。

### 《ステキな関係をつくるために～今、できること～》

- ①相手を、そして自分を尊重しよう
- ②「自分らしさ」を大切にしよう
- ③何があっても「暴力」は許さない
- ④対等でない関係や差別に敏感になろう



《デートDV防止啓発リーフレット》

### 《暴力の種類》 心も体も傷つく

- ▼性的暴力(性的行為を強要する・避妊に協力しない)
- ▼精神的暴力(怒鳴る・命令する・脅す・無視する)
- ▼身体的暴力(殴る・蹴る・突き飛ばす)
- ▼社会的暴力(束縛する・携帯をチェックする)
- ▼経済的暴力(お金やモノを要求する、生活費を渡さない)



自分のことも相手のことも大切にしている？

「自分が我慢すれば」って思っていない？

1人で悩まないで・・・相談できる場所はありますか？

### 気になる事があれば相談しよう

筑紫野市 女性センター総合相談 TEL(092)918-1311(月～金曜日 9時～16時半) \*祝日・年末年始を除く  
ちくし女性ホットライン TEL(092)513-7335(月・水～金曜日 12時～19時 土曜日 10時～17時) \*祝日・年末年始を除く  
DV相談+(プラス) TEL 0120-279-889(24時間)

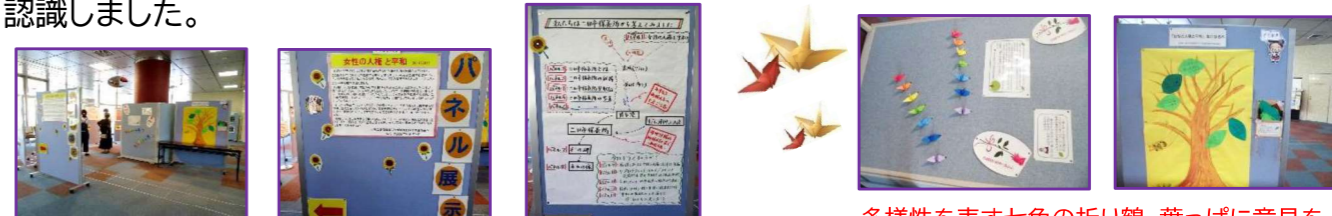
メール SNSはこちらから→



## 平和の取り組み「女性の人権と平和」～二日市保養所について～の展示を行いました！

男女共同参画プラザ活動登録団体連絡会では、「女性の人権と平和」について学習を重ね、毎年8月に「平和の取り組み」を実施しています。今年も二日市保養所を特集したパネル展示を行い、二日市保養所の経緯・戦後の女性の人権に関する年表等を展示しました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、生涯学習センターが臨時休館となり、数日間のみ展示期間となりましたが、女性への性暴力や人権侵害は、現代社会にも通じる課題であることを再認識しました。



《多目的ホールのパネル展示風景》

多様性を表す七色の折り鶴、葉っぱに意見を書き込む「気になる木」を展示しました。

## 男女共同参画プラザ 視聴覚資料(新着DVD)のご案内

人権政策・男女共同参画課では、男女共同参画・女性問題・ワークライフバランス・ジェンダー等に関する図書・視聴覚資料を各種取り揃えております。地域や団体での研修や自主学習への貸し出しも出来ますので、ご活用ください。研修におすすめするDVDについては、人権政策・男女共同参画課のホームページに掲載しています。(DVDは、筑紫野市役所2階人権政策・男女共同参画課で管理しています。)

### ◆新着DVD 「映像で学ぶ ジェンダー入門 ③結婚・家庭におけるジェンダー」(38分)



結婚・家庭のあり方について、近年は比較的多様なあり方が認められてきているとも言えるかもしれませんが。この巻では、夫婦別姓・事実婚といったテーマをはじめ、家事の分担、出産・子育てなど結婚や家庭におけるジェンダーに関する様々な事柄について身近な事例をもとに考えます。



## 女性相談室のご案内

### ひとりで悩んでいませんか？

夫婦のこと(DVや離婚など)、家族のこと、職場のこと(人間関係、セクハラ、パワハラ等)、相談は無料です。秘密は守ります。男性もお気軽にご相談ください。

申込み・問合せ先 TEL(092)918-1311

※総合相談は予約が優先となります。  
※法律相談は、相談日の2週間前の水曜日  
から電話で申し込んで下さい。  
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
緊急事態宣言期間中は、電話相談のみの  
対応となります。

相談	日時
総合相談	月～金 9:00～16:30 (祝日除く)
女性弁護士による 法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00～16:00(1人30分)

<発行>:筑紫野市 総務部 人権政策・男女共同参画課 男女共同参画担当  
〒818-8686 筑紫野市石崎 1-1-1 筑紫野市役所  
TEL:092-918-1311 e-mail:danjo@city.chikushino.fukuoka.jp